

○横浜市附属機関設置条例

平成23年12月22日

条例第49号

横浜市附属機関設置条例をここに公布する。

横浜市附属機関設置条例

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する附属機関(以下「附属機関」という。)の設置等については、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(附属機関の設置及び担当事務)

第2条 横浜市は、別表執行機関の欄に掲げる執行機関の附属機関としてそれぞれ同表附属機関の欄に掲げる附属機関を置く。

2 附属機関の担任する事務は、別表担当事務の欄に掲げるとおりとする。

(組織)

第3条 附属機関の委員(臨時委員、専門委員その他これらに準ずる委員を除く。)の定数は、別表委員の定数の欄に掲げるとおりとする。

2 附属機関が担任する事務のうち、特定又は専門の事項について調査審議等をするため、分科会、部会その他これらに類する組織を当該附属機関に置くことができる。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年2月条例第4号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成24年4月規則第56号により同年同月18日から施行)

附 則(平成25年6月条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年2月条例第10号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年12月条例第82号)

この条例中、別表の改正規定(「政府調達に関する協定の対象となる契約」を「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第1条に規定する国際約束の対象となる調達」に改める部分に限る。)は公布の日から、同表の改正規定(「政府調達に関する協定の対象となる契約」を「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第1条に規定する国際約束の対象となる調達」に改める部分を除く。)は平成27年1月1日から施行する。

別表(第2条、第3条第1項)

(平24条例4・平25条例35・平26条例10・平26条例82・一部改正)

執行機関	附属機関	担当事務	委員の定数
市長	横浜市大都市自治研究会	大都市にふさわしい地方自治制度についての調査審議に関する事務	10人以内
	横浜市民間資金等活用事業審査委員会	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)に基づく民間事業者の選定その他特定事業の実施に関し必要な事項についての調査審議に関する事務	5人以内
	ヨコハマ国際まちづくり推進委員会	横浜市における国際性豊かなまちづくりの推進に関する事業の方針その他当該事業の推進に関し必要な事項についての審議に関する事務	20人以内
	横浜市不正防止内部通報及び特定要望記録・公表制度委員会	横浜市職員の公正な職務の執行及び適正な行政運営の確保に関する規則(平成18年12月横浜市規則第145号)第9条第1項の規	3人

		定による内部通報に係る申出の受付、調査及び勧告、同規則第2条第4号に規定する特定要望に係る助言等に関する事務	
	横浜市税制調査会	横浜市の政策目標の実現に向けた課税自主権の活用上の諸課題等についての調査審議に関する事務	10人以内
	横浜市入札等監視委員会	入札及び契約の過程並びに契約の内容についての審議並びに地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第1条に規定する国際約束の対象となる調達についての苦情の処理に関する事務	5人以内
	横浜市保有資産公募売却等事業予定者選定委員会	保有土地及び用途廃止施設に関する事業提案型の公募売却及び貸付けに係る事業予定者の選定についての審議に関する事務	5人以内
	横浜市公共事業評価委員会	横浜市が実施する公共事業の必要性及び効果等の評価についての審議に関する事務	10人以内
	横浜市創造界限形成推進委員会	創造界限わい(芸術家等が創作し、発表し、及び滞在する地域をいう。以下同じ。)等の拠点施設において文化芸術活動による街づくりのために実施する事	15人以内

		業についての評価、当該事業の運営団体の選考についての審議及び創造境界の形成の推進に係る助言に関する事務	
	横浜文化賞選考委員会	横浜市の芸術、学術、教育、社会福祉、医療、産業、スポーツ振興等の文化の発展に尽力し、その功績が顕著な者に贈呈する横浜文化賞の受賞者の選考についての審議に関する事務	20人以内
	横浜市美術資料収集審査委員会	横浜美術館における美術作品その他の美術に関する資料の収集についての審査に関する事務	7人以内
	横浜市新事業分野開拓事業者等認定委員会	地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第4号に規定する認定に係る実施計画等についての審査に関する事務	8人以内
	横浜市新技術・新製品開発促進助成金交付審査会	横浜市内の中小企業の新技術及び新製品の開発等に係る経費の一部を助成する中小企業新技術・新製品開発促進助成金の交付対象者の選定についての審査に関する事務	13人以内
	横浜マイスター選考委員会	横浜市に在住し、卓越した技能等を有する技能職者に授与する称号である横浜マイスターの授与者の選考についての審議に関する事務	10人以内

	<p>横浜市次世代育成支援行動計画推進協議会</p>	<p>次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条第1項の規定に基づく横浜市次世代育成支援行動計画の策定及び当該計画の推進に係る評価についての調査審議に関する事務</p>	<p>25人以内</p>
	<p>横浜市民間児童福祉施設整備事業等補助金交付等審査会</p>	<p>民間保育所の整備及び社会福祉法人(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人をいう。以下同じ。)の児童福祉施設(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。以下同じ。)の建設に係る補助金の交付対象者の選定等についての審査に関する事務</p>	<p>7人以内</p>
	<p>横浜市子育て支援事業運営事業者選定委員会</p>	<p>横浜市の地域子育て支援拠点、親と子のつどいの広場、市立保育所の民間移管、乳幼児一時預かり事業等の子育て支援事業に係る運営事業者の選定についての審議に関する事務</p>	<p>10人以内</p>
	<p>横浜市福祉調整委員会</p>	<p>横浜市における福祉保健サービスに対する利用者等からの苦情及び相談についての調査及び調整に関する事務</p>	<p>9人以内</p>
	<p>横浜市社会福祉法人施設審査会</p>	<p>社会福祉法人の設立認可、社会福祉法第62条第1項に規定する社会福祉施設(児童福祉施設を除く。)、</p>	<p>7人以内</p>

		介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第18項に規定する小規模多機能型居宅介護を行う事業所その他市長が定める施設の建設に係る補助金の交付対象者の選定等についての審査に関する事務	
	横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会	高齢者、障害者及び障害児、児童並びに生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者に対する福祉サービスの第三者評価の仕組み、手法、評価基準その他当該評価に関し必要な事項についての調査審議に関する事務	20人以内
	横浜市保健医療協議会	横浜市の保健、医療及び生活衛生に係る施策及び当該施策の計画の策定についての調査審議及び評価に関する事務	20人以内
	横浜市救急医療検討委員会	横浜市における救急医療体制に関し必要な事項についての調査審議に関する事務	20人以内
	横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会	社会福祉法第107条の規定に基づく横浜市地域福祉保健計画の策定、当該計画の推進に係る評価等についての審議に関する事務	20人以内
	人と動物との共生推進よこはま協議会	横浜市の動物の愛護及び管理に係る施策に関し必要な事項についての審	20人以内

		議に関する事務	
	食の安全・安心推進横浜会議	横浜市における食の安全に関する施策その他食の安全の確保に関し必要な事項についての審議に関する事務	20人以内
	横浜市医療安全推進協議会	医療法(昭和23年法律第205号)第6条の11第1項の規定により設置された横浜市医療安全支援センターの運営方針、地域における医療の安全の推進のための方策等についての審議に関する事務	8人
	健康横浜21推進会議	健康増進法(平成14年法律第103号)第8条第2項の規定に基づき策定した健康増進計画である健康横浜21の推進に係る総合調整、関係団体が行う健康づくり活動の支援その他健康づくりに関し必要な事項についての調査審議に関する事務	20人以内
	横浜市石綿ばく露健康リスク調査専門委員会	石綿による健康への影響に関する調査の実施に関し必要な事項についての調査審議に関する事務	15人以内
	横浜市衛生研究所倫理審査委員会	横浜市衛生研究所における研究計画、研究成果及びその公表等に係る倫理的及び科学的配慮についての審議に関する事務	6人
	横浜みどりアップ計画市民推進会議	横浜市域の樹林地及び農地の保全並びに緑化の推進を図ることを目的と	20人以内

		する横浜みどりアップ計画に係る施策及び事業についての情報提供、評価等に関する事務	
横浜環境活動賞審査委員会		環境の保全、再生及び創造に関しその功績が顕著な者を表彰する横浜環境活動賞の受賞者の選考についての審議に関する事務	7人以内
横浜市協働の森基金審査委員会		横浜市協働の森基金条例(平成17年3月横浜市条例第38号)第1条に規定する横浜市協働の森基金に係る事業における保全対象の樹林地についての審査に関する事務	5人以内
横浜市下水道事業経営研究会		横浜市における下水道事業の経営に関し必要な事項についての調査研究及び審議に関する事務	10人以内
横浜市水洗化紛争仲介委員会		下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第8号に規定する処理区域において同法第10条第1項若しくは第11条の3第1項又は横浜市下水道条例(昭和48年6月横浜市条例第37号)第15条第1項の規定による義務を負う者とその隣接の土地所有者、建築物所有者等との間の当該義務の履行に係る紛争についての仲介に関する事務	3人以内
横浜市建築物環境配慮評価認証委員会		横浜市生活環境の保全等に関する条例(平成14年	5人以内

		12月横浜市条例第58号)第141条の4第1項に規定する建築物環境配慮計画の認証に係る評価内容についての調査審議に関する事務	
	横浜市公共建築物耐震工法検討委員会	公共建築物等の用途に適した耐震工法についての審議に関する事務	8人以内
	横浜市ESCO事業提案審査委員会	横浜市が所有する公共建築物の設備改修について民間の資金及び技術的能力等を活用し、省エネルギー及び維持管理費の低減を図る事業における事業者の応募資格についての審査、事業者の提案に関する評価基準についての審議及び当該事業に関し必要な事項についての審査に関する事務	5人以内
	横浜市道路高架下等利用計画検討会	道路法(昭和27年法律第180号)の規定に基づき横浜市が管理する道路の高架下等の利用計画の策定についての審議及び当該高架下等の利用者の選定についての審査に関する事務	4人
	横浜市救急業務検討委員会	横浜市が行う救急業務に関し必要な事項についての調査審議に関する事務	20人以内

横浜市子育て支援事業運営事業者選定委員会運営要綱

制 定 平成24年2月2日こ子第1342号 (局長決裁)

最近改定 平成27年4月1日こ子第1358号 (局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市附属機関設置条例（平成23年12月横浜市条例第49号）第4条の規定に基づき、横浜市子育て支援事業運営事業者選定委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(担当事務)

第2条 横浜市附属機関設置条例第2条第2項に規定する委員会の担当事務の細目については、次に掲げるものとする。

(1) 横浜市各区における地域子育て支援拠点運営法人の選定についての審議に関すること。

(2) 横浜市各区における子育てひろば私立常設園の選定についての審議に関すること。

(3) 横浜市親と子のつどいの広場運営団体の選定についての審議に関すること。

(4) 横浜市乳幼児一時預かり事業事業者の選定についての審議に関すること。

(5) 横浜市私立幼稚園はまっ子広場実施園の選定についての審議に関すること。

(6) 横浜市立保育所の民間移管にかかる法人の選考についての審議に関すること。

(7) 横浜市病児保育事業実施医療機関の選定についての審議に関すること。

(8) その他市長が必要と認める横浜市の子育て支援事業にかかる運営事業者の選定についての審議に関すること。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 子育て支援関係者
- (3) 保育関係者
- (4) 幼児教育関係者
- (5) その他市長が必要と認める者

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員の代理は、認めないものとする。

(臨時委員)

第4条 委員会に、特別な事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 臨時委員は、市長が任命する。
- 3 臨時委員は、第1項の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されたものとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員会の会議の議長とする。
- 3 委員会は、委員(議事に関係のある臨時委員を含む。次項において同じ。)の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(分科会)

第7条 委員会に、分科会として次に掲げる委員会を置く。

- (1) 横浜市鶴見区地域子育て支援拠点運営法人及び子育てひろば私立常設園選定委員会
- (2) 横浜市神奈川区地域子育て支援拠点運営法人及び子育てひろば私立常設園選定委員会
- (3) 横浜市西区地域子育て支援拠点運営法人及び子育てひろば私立常設園選定委員会
- (4) 横浜市中区地域子育て支援拠点運営法人及び子育てひろば私立常設園選定委員会

- (5) 横浜市南区地域子育て支援拠点運営法人及び子育てひろば私立常設園選定委員会
 - (6) 横浜市港南区地域子育て支援拠点運営法人及び子育てひろば私立常設園選定委員会
 - (7) 横浜市保土ヶ谷区地域子育て支援拠点運営法人及び子育てひろば私立常設園選定委員会
 - (8) 横浜市旭区地域子育て支援拠点運営法人及び子育てひろば私立常設園選定委員会
 - (9) 横浜市磯子区地域子育て支援拠点運営法人及び子育てひろば私立常設園選定委員会
 - (10) 横浜市金沢区地域子育て支援拠点運営法人及び子育てひろば私立常設園選定委員会
 - (11) 横浜市港北区地域子育て支援拠点運営法人及び子育てひろば私立常設園選定委員会
 - (12) 横浜市緑区地域子育て支援拠点運営法人及び子育てひろば私立常設園選定委員会
 - (13) 横浜市青葉区地域子育て支援拠点運営法人及び子育てひろば私立常設園選定委員会
 - (14) 横浜市都筑区地域子育て支援拠点運営法人及び子育てひろば私立常設園選定委員会
 - (15) 横浜市戸塚区地域子育て支援拠点運営法人及び子育てひろば私立常設園選定委員会
 - (16) 横浜市栄区地域子育て支援拠点運営法人及び子育てひろば私立常設園選定委員会
 - (17) 横浜市泉区地域子育て支援拠点運営法人及び子育てひろば私立常設園選定委員会
 - (18) 横浜市瀬谷区地域子育て支援拠点運営法人及び子育てひろば私立常設園選定委員会
 - (19) 横浜市親と子のつどいの広場運営団体選定委員会
 - (20) 横浜市乳幼児一時預かり事業事業者選定委員会
 - (21) 横浜市私立幼稚園はまっ子広場実施園選定等委員会
 - (22) 横浜市立保育所の民間移管にかかる法人選考委員会
 - (23) 横浜市病児保育事業実施医療機関選定委員会
- 2 分科会は、委員長が指名する委員若干人及び市長が任命する者をもって組織する。
- 3 分科会に分科会長1人を置き、分科会の委員の互選によりこれを定める。

- 4 前2項のほか、分科会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。
- 5 委員会は、次に掲げる事項について、分科会の議決をもって委員会の議決とする。

(1) 横浜市各区における地域子育て支援拠点の運営法人に応募をした法人について、選定基準に基づき審議し、各区長に述べる意見等に関する事。

(2) 横浜市各区における子育てひろば私立常設園に応募をした認定こども園及び保育所について、選定基準に基づき審議し、各区長に述べる意見等に関する事。

(3) 横浜市親と子のつどいの広場の運営団体に応募をした法人又は団体について、選定基準に基づき審議し、こども青少年局長（以下「局長」という。）に述べる意見等に関する事。

(4) 横浜市乳幼児一時預かり事業の事業者に応募をした者について、選定基準に基づき審議し、局長に述べる意見等に関する事。

(5) 横浜市私立幼稚園はまっ子広場の実施園に応募をした幼稚園について、選定基準に基づき審議し、局長に述べる意見等に関する事。

(6) 横浜市立保育所の民間移管にかかる法人の選考基準に関する事及び移管先法人を選考し、局長に報告する結果に関する事。

(7) 横浜市病児保育事業の実施医療機関に応募した者について、選定基準に基づき審議し、局長に述べる意見等に関する事。

(会議の公開)

第8条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定により、委員会の会議（分科会の会議を含む。）については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第9条 委員長又は分科会長は、委員会又は分科会の会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、こども青少年局子育て支援部子育て支援課において処理する。

(委任)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後最初の委員会の会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

横浜市保土ヶ谷区地域子育て支援拠点運営法人及び 子育てひろば私立常設園選定委員会要綱

制 定 平成18年4月1日 保サ第31012号（保土ヶ谷区長決裁）
最近改正 平成27年8月1日 保こ第1450号（保土ヶ谷区長決裁）

（趣旨）

- 第1条 この要綱は、横浜市保土ヶ谷区地域子育て支援拠点の運営者の選定に関する要綱第8条第2項及び育児支援センター園及び子育てひろば私立常設園の指定に係る手続等に関する要綱第3条第2項の規定に基づき、「横浜市保土ヶ谷区地域子育て支援拠点運営法人及び子育てひろば私立常設園選定委員会（以下「選定委員会」という。）」の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的として制定する。
- 2 選定委員会の組織及び運営については、横浜市子育て支援事業運営事業者選定委員会運営要綱に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（担当事務）

- 第2条 選定委員会は次に掲げる事務を担当する。
- (1) 横浜市保土ヶ谷区地域子育て支援拠点運営法人に応募をした法人（以下「拠点応募法人」という。）について、横浜市保土ヶ谷区地域子育て支援拠点の運営者の選定に関する要綱第7条に規定する運営法人選定基準に基づき審議すること。
- (2) 子育てひろば私立常設園に応募をした法人等（以下、「子育てひろば応募法人等」という。）について、育児支援センター園及び子育てひろば私立常設園の指定に係る手続等に関する要綱第2条第1項に規定する指定基準に基づき審議すること。
- (3) 前2号に掲げる事項に関し、横浜市保土ヶ谷区長（以下「区長」という。）に意見等を述べること。
- 2 前項の審議にあたっては、拠点応募法人又は子育てひろば応募法人等の提出書類を審査、評価するとともに、拠点応募法人に対して、ヒアリングを実施し、その内容を評価するものとする。

（組織）

- 第3条 選定委員会は、5人以上10人以内の委員をもって組織する。
- 2 選定委員会の委員は、横浜市子育て支援事業運営事業者選定委員会（以下「運営事業者選定委員会」という。）の委員長が指名する運営事業者選定委員会の委員若干名のほか、子育て支援に理解のある地域関係者、有識者、その他区長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 自己、配偶者若しくは三親等以内の親族の従事する業務に直接の利害関係がある場合は、審議から除くものとする。
- 5 委員は、再任することができる。

(委員長)

第4条 選定委員会に委員長を1名置く。

2 委員長は、委員の互選により選定する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、第4条第2項の規定に基づき委員長を定めるまでの間は、区長が招集する。

2 選定委員会の会議は、委員の5分4以上の出席がなければ開くことができない。

3 選定委員会の会議への委員の代理出席については、これを認めない。

(守秘義務)

第6条 委員は、選定のうへで知り得た団体や個人に関する情報を外部に漏らしてはならない。

(庶務)

第7条 選定委員会の事務局は、保土ヶ谷区福祉保健センターこども家庭支援課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年10月19日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行後最初の選定委員会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、区長が招集する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年8月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に横浜市保土ヶ谷区地域子育て支援拠点運営法人選考委員会の委員又は委員長に選任されている者は、この要綱の施行の日において、それぞれ、横浜市保土ヶ谷区地域子育て支援拠点運営法人及び子育てひろば私立常設園選定委員会要綱の規定による選定委員会の委員又は委員長に選任されたものとみなす。
- 3 第3条第3項の規定にかかわらず、前項の規定により選任されたものとみなされる選定委員会の委員の任期は、平成29年3月31日までとする。

横浜市保土ヶ谷区地域子育て支援拠点の運営者の選定に関する要綱

制 定 平成18年4月1日 保サ第31011号（保土ヶ谷区長決裁）
最近改正 平成27年8月1日 保こ第 1450号（保土ヶ谷区長決裁）

（趣旨）

- 第1条 この要綱は、横浜市保土ヶ谷区地域子育て支援拠点事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第2条第2項の規定に基づき、横浜市保土ヶ谷区地域子育て支援拠点事業を運営する者（以下「運営者」という。）について、公平かつ適正に選定するために必要な手続を定めることを目的として制定する。
- 2 保土ヶ谷区入札参加資格審査・指名業者選定委員会要綱（以下「業者選定委員会要綱」という。）第8条の規定に基づき、横浜市保土ヶ谷区地域子育て支援拠点事業をプロポーザル方式により受託候補者を選定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準に定めがあるもののほか、この要綱に定める。

（定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、実施要綱の例による。

（審議事項）

第3条 業者選定委員会要綱第8条第1項第4号に定められた審議事項は、次のとおりとする。

- (1) プロポーザルの実施に関する審査
 - ア プロポーザル提出者の決定（公募条件）
 - イ プロポーザル評価方法の決定
 - ウ その他必要と認めるもの
- (2) 選定に関する審査
 - ア プロポーザルの評価
 - イ 委託業者の決定
 - ウ プロポーザルの評価結果の通知

（運営者）

第4条 運営者は、法人格を有する団体とする。

2 前項の団体は、次の各号に掲げる法人とする。

- (1) 市内の保育所等の児童福祉施設を経営する社会福祉法人等
- (2) 市内の医療施設を経営する医療法人等
- (3) 市内における子育て支援の活動実績を有する特定非営利活動（NPO）法人
- (4) 市内の幼稚園を経営する学校法人等

（運営法人の選定）

第5条 区長は、原則として運営者とする法人（以下「運営法人」という。）を公

募し、応募した者の中から、次条以下に定める事項に基づき、運営法人の選定を行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、区長は、必要と認めるときは運営法人の選定を公募によらず行うことができる。ただし、この場合においても、次条以下に定める事項に基づき、運営法人の選定を行わなければならない。

(運営法人の応募資格)

第6条 運営法人の応募資格については、次の各号全てに該当する法人とする。

- (1) 横浜市的一般競争入札参加有資格者名簿に登載されていること又は委託契約を締結するまでの間に登載されていることが見込まれること。
- (2) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。

(運営法人の選定基準)

第7条 運営法人の選定については、次に掲げる事項等を総合的に判断して行うものとする。

- (1) 乳幼児の養育者のニーズを適切に把握、理解し、これらの者への交流の場の提供、子育てに関する相談並びに子育てに関する情報の収集及び提供等の支援を通じて、養育者の育児不安等の解消、育児力の向上を効果的に図ることができる法人であること。
- (2) 地域において子育てに関する支援活動を行う者（以下「活動者」という。）との連携を図り、これらの活動を活性化させるとともに、地域のニーズを踏まえた活動者の育成、支援を行うことで、子育てを地域全体で支援する地域力の創出が図れる法人であること。
- (3) 地域子育て支援拠点事業の趣旨について十分理解し、事業運営について適切な事業提案を行っているとともに、継続して安定した事業運営が見込まれる法人であること。
- (4) 事業運営にあたって、区福祉保健センター等の関係機関との連携、協力が図れる法人であること。

(運営法人選定委員会)

第8条 区長は、運営法人を選定するにあたっては、横浜市子育て支援事業運営事業者選定委員会運営要綱（以下、「運営事業者選定委員会運営要綱」という。）第7条第1項第7号に規定する横浜市保土ヶ谷区地域子育て支援拠点運営法人及び子育てひろば私立常設園選定委員会（以下「選定委員会」という。）の意見等を聴く。

- 2 選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、運営事業者選定委員会運営要綱第7条第4項の規定に基づき、区長が別に定める。

(運営法人申請書類等)

第9条 運営法人の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

- (1) 申請書

- (2) 申請者の概要に関する書類
- (3) 事業運営に関する計画書
- (4) 申請者の子育て支援についての取組実績に関する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

(提案資格確認の通知)

第 10 条 横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下、「実施取扱要綱」という。）第 11 条により提案資格が認められなかった旨の通知を受けた応募者は、書面によりその理由の説明を求めることができる。なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、区役所閉庁日を除く 5 日後の午後 5 時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければならない。

2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、区役所閉庁日を除く 5 日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

(評価結果の通知)

第 11 条 実施取扱要綱第 17 条により特定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができる。なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、区役所閉庁日を除く 5 日後の午後 5 時までに提案書提出先まで提出しなければならない。

2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、区役所閉庁日を除く 5 日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

(運営法人選定の報告)

第 12 条 区長は、運営法人を選定したときは、こども青少年局長へ報告するものとする。

(選定の効力)

第 13 条 運営法人選定の効力は、当該選定された運営法人が事業を開始した年度から起算して 5 か年度とする。

2 前項の規定にかかわらず、運営法人が次の各号のいずれかに該当し、下記の事項により運営法人として適当でないと認めるときは、区長は運営法人の選定を取り消し又は運営の停止を命じることができる。

- (1) 事業運営にあたって、区との連携及び協力の姿勢がないとき
- (2) 事業の委託契約において重大な違反があり、そのことにより委託契約を継続することが困難なとき
- (3) その他運営法人として適当でないと区長が認めるとき

(その他)

第 14 条 その他この要綱の運用において必要な事項は区長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年10月19日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年8月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

横浜市保土ヶ谷区地域子育て支援拠点事業実施要綱

制 定 平成18年 4月 1日 保サ第30815号（保土ヶ谷区長決裁）
最近改正 平成27年 9月10日 保こ第 1964号（保土ヶ谷区長決裁）

（目的）

第1条 この要綱は、市民が安心して子どもを生み育て、子育てに喜びを感じることができ、社会環境を形成し、子育てを地域全体で支援する地域力の創出に寄与することを目的として行う地域子育て支援拠点事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることで、事業の円滑な実施を図ることを目的として制定する。

（協働による実施）

第2条 本事業は、横浜市保土ヶ谷区と同区が本事業の運営者として選定する者（以下「運営者」という。）とが、互いに理解・尊重し、対等な関係のもとに、事業目的を共有しながら、協働で実施していくものとする。

2 前項の運営者の選定に関する事項は、横浜市保土ヶ谷区長（以下「区長」という。）が別に定める。

3 区長と運営者は、会計年度ごとに委託契約を締結し、区長は運営者に対して契約に基づく事業に係る経費を支払うものとする。

（事業内容）

第3条 本事業の内容は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 乳幼児等の遊びと育ちの場及びその養育者の交流の場の提供
- (2) 子育てに関する相談及び関係機関との連携に関する事
- (3) 子育てに関する情報の収集及び提供に関する事
- (4) 子育てに関する支援活動を行う者同士の連携に関する事
- (5) 子育てに関する支援活動を行う者の育成、支援に関する事
- (6) 地域の住民同士で子どもを預け、預かる支え合いの促進に関する事（「横浜子育てサポートシステム事業実施要綱」に基づく事業をいう。）
- (7) 子育て家庭のニーズに応じた施設・事業等の利用の支援に関する事
- (8) その他子育て支援として、区長が必要と認める事業

（実施施設）

第4条 本事業は、区長が実施をするに相当と認める施設（以下「実施施設」という。）において実施するものとする。

2 実施施設は、区長が既存の建築物を賃借し、本事業の運営者が改修する等により、確保するものとする。

3 実施施設には、次の各号に掲げる機能を確保するものとする。

- (1) 乳幼児等が安全に遊ぶことができ、また養育者が相互に交流できる機能
- (2) 乳児のために、他の利用者の利用の妨げとならないよう授乳、おむつ交換等ができる機能
- (3) 子育てに関する相談が必要な者に対し、そのプライバシーの保護に配慮し、相談が可能な機能
- (4) 子育てに関する情報が必要な者が、その情報を容易に得ることができ、また利用者同士が相互に情報交換ができる機能

- (5) 子育てに関する支援活動を行う者が相互に交流し、また情報交換、打合せなどができる機能
 - (6) 子育てに関する支援活動を行う者の育成のため、講座等の実施が可能な機能
 - (7) その他区長が必要と認める機能
- 4 実施施設の床面積の合計はおおむね300㎡とする。ただし、前項各号に掲げる機能を一の建築物内に確保することが困難な場合には、二以上の建築物内に分けて、これらの機能を確保することができる。
- 5 実施施設は、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるよう、原則として別表に定める基準を満たすものとする。

(事業の実施時間)

- 第5条 実施事業は原則として、土曜日及び日曜日のいずれか1日又は両日を含めて週5日以上実施するものとし、休業する曜日を設ける場合には、あらかじめ曜日を定め、休業日として定めなければならない。
- 2 前項の規定に基づき定めた休業日の他に、次の各号に掲げる日は休業日とすることができる。ただし、当該休業日が前項の規定に基づき定めた休業日にあたる時は、翌日が実施日であった場合には、その日を休業日とすることができる。
- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (2) 12月29日から翌年の1月3日まで（前号に掲げる日を除く）
- 3 事業の実施時間は、原則として午前9時から午後5時までとする。
- 4 前3項の規定に関わらず、区長が必要と認めたときは、実施日及び実施時間を変更し、休業日及び実施時間外に事業を実施し、又は臨時に休業日を定めることができる。

(対象者)

- 第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、事業に参加することができる。
- (1) 原則として市内に居住する就学前児童及びその養育者
 - (2) 原則として市内に居住する子育てに関する支援活動を行う者（支援活動を始めようとするものを含む。ただし、営利を目的とした活動を行う者を除く。）
 - (3) その他特に区長が必要と認めた者

(守秘義務)

- 第7条 本事業に関わる者は、利用者及びその家族のプライバシーに十分配慮するとともに、正当な理由なく業務上・職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(参加料)

- 第8条 実施事業の参加料は、無料とする。ただし、催事、講習・講座等の実施に係る実費等で、特定の個人の利用に係る経費を、運営者が利用者から徴収することは妨げない。

(その他)

- 第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、区長が定めるところによる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年8月29日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年10月19日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年9月10日から施行する。ただし、第3条第7号については、平成28年1月1日から適用する。

別表（第4条第5項）

施 設	説 明
ア 出入口	(屋外) 屋外への出入口の幅は90cm以上とすること 屋外への出入口は車いす使用者等が通過しやすいものとし、 前後に高低差がないこと
	(屋内) 出入口の幅は80cm以上とすること
イ 階段	両側に手すりを設けること けあげの寸法は、18cm以下とすること 踏面の寸法は、26cm以上とすること
ウ 便所	出入口の幅は80cm以上とすること 車椅子使用者用便所又はその他の便所を設ける場合には、そ のうちそれぞれ1か所以上には、手すりを設けること
エ その他	施設内部には、段差部分がないこと

横浜子育てサポートシステム事業実施要綱

制 定 平成12年 3月28日
最近改正 平成22年 6月14日

(目的)

第1条 この要綱は、横浜子育てサポートシステム（ファミリー・サポート・センター）事業による市民相互の子育て援助活動（以下「援助活動」という。）に関し必要な事項を定めることにより、地域における子育て支援の推進を図るとともに、子育て中の働く人が仕事と育児を両立できる環境を整備することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「横浜子育てサポートシステム事業」とは、子育ての援助を行いたい者（以下「提供会員」という。）と子育ての援助を受けたい者（以下「利用会員」という。）が会員となつて行う会員相互による子育ての援助活動をいう。

(事業の運営主体)

第3条 この事業の運営は、横浜市が社会福祉法人横浜市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）に委託して実施するものとする。ただし、横浜市が必要と認める場合には、その一部を、横浜市が委託して実施する地域子育て支援拠点事業の運営者（以下「拠点事業運営者」という。）に対し、当該拠点事業の一部として委託し、実施するものとする。

(協議会の業務)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 提供会員及び利用会員の募集、登録その他の会員組織に関すること（ただし、拠点事業運営者の場合は、登録業務を除く。）。
- (2) 援助活動の総合調整に関すること。
- (3) 会員の研修及び指導に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、この事業の目的の達成に関し必要と認められること。

(入会)

第5条 会員として入会しようとする者は、協議会の定める所定の手続きに従い、提供会員又は利用会員として協議会の承認を受けなければならない。

2 会員は、次の各号に掲げる要件に該当する者でなければならない。

- (1) 横浜市内に居住していること
- (2) 提供会員にあつては、子育て支援に熱意と理解があり、安全に子どもを預かることができる満20歳以上の健康な者であつて協議会又は拠点事業運営者が実施する説明会及び協議会が実施する研修会を受講した者とする。ただし、協議会が同様の研修を終了したと認める者については、研修の一部を免除することができる。
- (3) 利用会員にあつては、原則として生後57日以上で小学校6年生までの児童を持つ者であつて、協議会又は拠点事業運営者が実施する説明会を受講した者とする。

3 提供会員と利用会員は、これを兼ねることができる。

4 協議会は、入会を承認したときは、会員として登録し、会員証を発行するものとする。

(会員の資格喪失)

第6条 会員は、次の各号の一に該当したときは、会員の資格を喪失する。

- (1) 協議会に退会の申出をしたとき。
- (2) 横浜市外に転出したとき。

2 協議会は、次の各号の一に該当したときは、会員の資格を喪失させることができる。

- (1) 会員としてふさわしくない行為があつたとき。
- (2) 会員が次条に定める義務に違反したとき。

3 会員は、その身分を喪失したときは、直ちに会員証を返還しなければならない。

(会員の義務)

第7条 会員は、次の各号に掲げる義務を負う。

(1) 援助活動を通じて知り得た会員及びその家族の情報を他に漏らしてはならない。

(2) 援助活動を通じて物品の販売若しくはあつ旋又は宗教活動若しくは政治活動等を行ってはならない。

2 提供会員は、次の各号に掲げる義務を負う。

(1) 援助活動中の児童の安全確保に努めなければならない。

(2) 援助活動中の児童に異常を認めるときは、利用会員に連絡するとともに、状況に応じた適切な処置をとるものとする。

(地区リーダー等)

第8条 協議会は、円滑な事務運営を図るため、一定の地域を単位とする会員グループ設け、当該グループ会員の統括及び援助活動の調整等を行うための地区リーダーを必要に応じて選任するものとする。

2 前項に定める地区リーダーを選任しない場合においては、協議会が横浜市と協議の上別に定める者が、グループ会員の統括及び援助活動の調整等を行うものとする。

3 拠点事業運営者は、委託を受けた地域における第1項の地区リーダーを選任しないものとする。

(援助活動の内容)

第9条 提供会員が行う援助活動の内容は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 通院、残業等、保護者の都合により一時的に子どもを預かること。

(2) 保育所、幼稚園等(以下「保育施設等」という。)への送迎を行うこと。

(3) その他協議会が子育て支援のために必要と認める援助を行うこと。

2 子どもを預かる場合は、原則として提供会員の自宅において行うものとする。ただし、提供会員と利用会員との間で合意がある場合にはこの限りでない。

3 宿泊を伴う援助活動は行わないものとする。

(援助活動の時間)

第10条 援助活動は、原則として午前7時から午後7時までの間の必要な時間とする。

ただし、これにより難しい場合はこの限りでない。

2 援助時間は、1回につき原則として1時間以上とし、1時間を超える場合は、30分を単位とする。

3 援助時間は、次の各号に掲げる時間をいう。

(1) 子どもを自宅等で預かる場合は、提供会員が子どもを預かったときから、利用会員が子どもを迎えに来たときまでとする。

(2) 保育施設等への送迎の場合は、提供会員が子どもを預かったときから、保育施設等に送り届けたときまで及び保育施設等から預かり、利用会員へ引き渡したときまでとする。

(援助活動の調整)

第11条 利用会員は、援助活動を受けようとするときは、地区リーダー、第8条第2項に基づき協議会が定める者又は拠点事業運営者に対し、その申込をするものとする。

2 地区リーダー、第8条第2項に基づき協議会が定める者又は拠点事業運営者は、利用会員から援助活動の申込を受けたときは、利用会員が希望する援助活動の内容、日時等必要事項を確認し、提供会員との調整を行うものとする。

3 提供会員は、援助活動の実施後、活動の記録を記入し、利用会員の確認を受けなければならない。

(報酬等)

第12条 利用会員は、提供会員に対し、援助活動の終了の都度、別に定める基準に従っ

て報酬等を支払うものとする。

(保険)

第13条 協議会は、援助活動に関して生じた事故等に対応するため、会員を被保険者とした傷害保険、賠償責任保険及び児童傷害保険に加入する。

(会費)

第14条 削除

(会則)

第15条 協議会は、援助活動が円滑に行われるために、会則を定めなければならない。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月23日一部改正）

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年9月28日一部改正）

この要綱は、平成13年10月1日から施行する。

附 則（平成14年3月29日一部改正）

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年12月11日一部改正）

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月22日一部改正）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月3日一部改正）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日一部改正）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年10月27日一部改正）

この要綱は、平成21年10月27日から施行する。

附 則（平成22年6月14日一部改正）

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

横浜子育てサポートシステム事業実施要領

平成13年	10月	1日	制定
平成14年	4月	1日	改正
平成16年	4月	1日	改正
平成16年	9月29日		改正
平成18年	4月	1日	改正
平成20年	3月31日		改正
平成21年	10月27日		改正
平成22年	6月30日		改正
平成24年	4月	1日	改正

(目的)

第1条 この要領は、横浜子育てサポートシステム事業（ファミリー・サポート・センター事業として行われるものを含む）による、市民相互の子育て援助活動（以下「援助活動」という。）に関し必要な事項を定めることにより、地域における子育て支援の推進を図るとともに、子育て中の働く人が仕事と育児を両立できる環境を整備することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、「横浜子育てサポートシステム事業」とは、子育ての援助を行いたい者（以下「提供会員」という。）と子育ての援助を受けたい者（以下「利用会員」という。）が会員となって行う会員相互による子育ての援助活動をいう。

(事業の運営主体)

第3条 この事業の運営は、横浜市から委託を受けた社会福祉法人横浜市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）と各区社会福祉協議会（以下「区協議会」という。）とが協働して実施するものとする。

(協議会の業務)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 提供会員及び利用会員の登録・管理に関すること。
- (2) 補償保険に関すること。
- (3) 提供会員の研修会に関すること。
- (4) 地区リーダーへの指導・助言に関すること。
- (5) 広報・会報に関すること。
- (6) 援助活動の総合調整に関すること。
- (7) 関係行政機関等との連絡調整に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、この事業の目的の達成に関し必要と認められること。

(区協議会の業務)

第5条 区協議会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 入会説明会に関すること。
- (2) 提供会員の研修会に関すること。
- (3) 会員の交流会に関すること。
- (4) 地区リーダーの委嘱と交流会に関すること。

- (5) 地区リーダーへの指導・助言に関すること。
 - (6) 関係機関等との連絡調整に関すること。
 - (7) 会員の登録・管理、広報関係、会報発行、その他事務の補助に関すること。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、この事業の目的の達成に関し必要と認められること。
- (入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、協議会の定める所定の手続きに従い、提供会員又は利用会員として協議会の承認を受けなければならない。

2 会員は、次の各号に掲げる要件に該当する者でなければならない。

- (1) 横浜市内に居住していること。
 - (2) 提供会員にあっては、子育て支援に熱意と理解があり、安全に子どもを預かることができる満20歳以上の健康な者であって、協議会又は区協議会が実施する入会説明を受け、かつ協議会が実施する研修会を受講した者とする。
- ただし、協議会が同様の研修を終了したと認める者については、研修の一部を免除することができる。

(3) 利用会員にあっては、原則として生後57日以上乳児から小学校6年生までの児童を持つ者であって、区協議会が実施する入会説明を受けた者とする。

3 提供会員と利用会員は、これを兼ねることができる。

4 協議会は、入会を承認したときは、会員として登録し、会員証を発行するものとする。

(会員の資格喪失)

第7条 会員は、次の各号の一に該当したときは、会員の資格を喪失する。

- (1) 協議会に退会の申し出をしたとき。
- (2) 横浜市外に転出したとき。
- (3) 更新をせずに一定期間が過ぎたとき。

2 協議会は、次の各号の一に該当したときは、会員の資格を喪失させることができる。

- (1) 会員としてふさわしくない行為があったとき。
- (2) 会員が次条に定める義務に違反したとき。

3 会員は、その身分を喪失したときは、直ちに会員証を返還しなければならない。

(会員の義務)

第8条 会員は、次の各号に掲げる義務を負う。

(1) 援助活動を通じて知り得た会員及びその家族の情報を他に漏らしてはならない。

(2) 援助活動を通じて物品の販売若しくはあっ旋又は宗教活動若しくは政治活動等を行ってはならない。

2 提供会員は、次の各号に掲げる義務を負う。

(1) 援助活動中の児童の安全確保に努めなければならない。

(2) 援助活動中の児童に異常を認めるときは、利用会員に連絡するとともに、状況に応じた適切な処置をとるものとする。

(地区リーダー)

第9条 区協議会は、円滑な事務運営を図るため、一定の地域を単位とする会員グループを設け、当該グループ会員の統括及び援助活動の調整等を行うための地区リーダーを選任するものとする。

2 前項に定める地区リーダーを選任しない場合においては、協議会が横浜市と協議の上別に定める者が、グループ会員の統括及び援助活動の調整等を行うものとする。

(援助活動の内容)

第10条 提供会員が行う援助活動の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 通院、残業等、保護者の都合により一時的に子どもを預かること。
 - (2) 保育所、幼稚園等(以下「保育施設等」という。)への送迎を行うこと。
 - (3) その他区協議会が子育て支援のために必要と認める援助を行うこと。
- 2 子どもを預かる場合は、原則として提供会員の自宅において行うものとする。
- 3 宿泊を伴う援助活動は行わないものとする。
- 4 1対1での預かりを原則とする。

(援助活動の時間)

第11条 援助活動は、原則として平日の午前7時から午後7時までの間の必要な時間とする。

ただし、これにより難しい場合はこの限りでない。

2 援助時間は、1回につき原則として1時間以上とし、1時間を超える場合は、30分を単位とする。

3 援助時間は、次の各号に掲げる時間をいう。

(1) 子どもを自宅で預かる場合は、提供会員が子どもを預かったときから、利用会員が子どもを迎えに来たときまでとする。

(2) 保育施設等への送迎の場合は、提供会員が子どもを預かったときから、保育施設等に送り届けたときまで及び保育施設等から預かり、利用会員へ引き渡したときまでとする。

(援助活動の調整)

第12条 利用会員は、援助活動を受けようとするときは、地区リーダーに対し、その申込みをするものとする。

2 地区リーダーは、利用会員から援助活動の申込みを受けたときは、利用会員が希望する援助活動の内容、日時等必要事項を確認し、提供会員との調整を行うものとする。

3 提供会員は、援助活動の実施後、活動の記録を記入し、利用会員の確認を受けなければならない。

(報酬等)

第13条 利用会員は、提供会員に対し、援助活動及び援助活動のために必要な事前の協議の終了の都度、別に定める基準に従って報酬等を支払うものとする。

(保険)

第14条 会員を兼ねる者は、援助活動に関して生じた事故等に対応するため、協議会を通じて傷害保険、賠償責任保険及び児童傷害保険に一括加入する。

(会則)

第15条 協議会は、援助活動が円滑に行われるために、会則を定めなければならない。

(運営の特例)

第16条 協議会は、第3条の規定に関わらず、横浜市が必要と認める場合には、横浜市が委託して実施する地域子育て支援拠点事業の運営者(以下「拠点事業運営者」という。)と協働して、本事業を運営するものとする。

2 第1項の運営に当たっては、本要領の規定について、別表1の条項欄に掲げる規定中、同表読み替え前の字句欄に掲げる字句は、第1項に該当する場合にあっては同表第1項欄に掲げる字句に読み替えて適用するものとする。また、第5条第1項第4号及び第5号並びに第9条の規定については、これを適用しない。

(委任)

第17条 この要領に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要領は、平成13年10月1日から施行する。

附 則（平成14年4月1日 一部改正）

1 この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日 一部改正）

1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年9月29日 一部改正）

1 この要領は、平成16年11月1日から施行する。ただし、別に定める基準のうち
1報酬に係わる改正規定は、平成16年10月31日から施行する。

附 則（平成18年4月1日 一部改正）

1 この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日 一部改正）

1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年10月27日 一部改正）

1 この要領は、平成21年10月27日から施行する。

附 則（平成22年6月30日 一部改正）

1 この要領は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成24年4月1日 一部改正）

1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

別表1

条 項	読み替え前の字句	第1項
第5条第1項	区協議会	拠点事業運営者
第5条第1項第1号	入会説明会	入会説明
第6条第2項第2号及び第3号	区協議会	拠点事業運営者
第10条第1項第3号	区協議会	拠点事業運営者
第12条第1項及び第2項	地区リーダー	拠点事業運営者

横浜子育てサポートシステムの報酬等に関する基準

平成22年6月30日改正（平成22年10月1日施行）

横浜子育てサポートシステム事業実施要領第13条の規定に基づく報酬等の基準を次のように定める。

1 援助活動報酬の額の基準

子ども1人あたりの援助活動報酬の額の基準は、次のとおりとする。

区 分	報 酬 の 額
月曜日から金曜日までの 午前7時から午後7時まで	1時間当たり 800円
土曜日、日曜日、祝日及び年末年始 並びに上記の時間帯以外の時間	1時間当たり 900円

(1) 援助時間が1時間未満のときは1時間とし、1時間を超えて端数があるときは、その時間が30分までの場合は上表に規定する1時間当たりの金額の半額とし、30分を超える場合は1時間当たりの金額とする。

(2) 援助活動が月曜日から金曜日までの午前7時と午後7時を含むときは、その時刻を含む1時間は900円とする。

※(例) 援助時間が平日の午前6時45分から午前8時15分までの場合：1,300円

<算定根拠>①6:45~7:45 → 900円

②7:45~8:15 → 800円×1/2 = 400円

①+② = 1,300円

(3) 利用会員が複数の子どもを預ける場合における報酬の額で、それらの子どもが兄弟姉妹の場合には、2人目以降の報酬の額は上表に定める金額の半額とする。

※(例) 1人の提供会員が、5歳の兄と3歳の妹を、平日の午後1時から午後3時まで同時に預かる場合：2,400円

<算定根拠>①5歳の兄に係る報酬の額 800円×2 = 1,600円

②3歳の兄に係る報酬の額 800円×1/2×2 = 800円

①+② = 2,400円

(4) 利用会員が援助活動の依頼を取り消す場合における報酬の額の基準は、次のとおりとする。

ア 利用予定日の前日の午後7時までに申し出たとき 無料

イ 利用予定時刻前までに申し出たとき 利用予定時間の報酬の額の半額

ウ 利用予定時刻前までに申し出をせず、
利用しなかったとき 利用予定時間の報酬の額の全額

2 実費

利用会員は、援助活動及び事前の協議に要した次の費用を提供会員に支払うものとする。

- (1) 子どもの送迎及び援助活動場所への移動等に係る交通費
- (2) 提供会員が用意した飲食物、おむつ等の費用
- (3) 援助活動のために必要な事前の協議に係る交通費

3 自家用車を使用する場合の実費の取扱い

- (1) 自家用車に子どもを乗せ、送迎等の援助活動に使用する場合
 - 2(1)に定める実費のうち、自家用車の使用に係るものの授受はできないものとする。
- (2) 自家用車に子どもを乗せず、単に援助活動場所への移動等に使用する場合
 - 2(1)の定めに従い実費を支払うものとし、金額は横浜市営バスの均一区間運賃に準じて、提供会員と利用会員が協議し、決定するものとする。

4 援助活動前後の移動時間の取り扱い

援助活動の前後での移動時間の合計が1時間を越える場合、会員間の協議により、援助活動の報酬とは別に、その他報酬として、授受することができる。

5 支払方法

利用会員は、報酬及び実費を、その日の援助活動終了後、すみやかに提供会員に直接支払うものとする。

横浜子育てサポートシステム会則

(目的)

第1条 この会則は、子育ての援助を受けたい者と子育ての援助を提供したい者が会員として登録し、会員同士の信頼関係のもとに、会員相互による子育ての援助活動（以下「援助活動」という。）を行うことを通して、地域における子育て支援の推進を図るとともに、子育て中の働く人が仕事と育児を両立できる環境を整備することを目的とする横浜子育てサポートシステム事業（以下「サポートシステム」という。）の活動に必要な事項を定める。

(事務局及び業務実施)

第2条 サポートシステムの運営は、横浜市から委託を受けた社会福祉法人横浜市社会福祉協議会（以下「事務局」という。）と各区社会福祉協議会（以下「区事務局」という。）が協働して実施するものとし、全体の事務局を横浜市社会福祉協議会（横浜市中区桜木町1-1）地域活動部横浜子育てサポートシステム事業担当とする。

(会員)

第3条 子育ての援助を受けたい者及び子育ての援助を提供したい者は、サポートシステムの会員であって、サポートシステムの趣旨・目的を理解し、かつ、次の要件を満たす者とする。

(1) 横浜市内に居住していること。

(2) 子育ての援助を受けたい者でサポートシステムの会員として登録をする者（以下「利用会員」という。）にあつては、原則として生後57日以上乳児から小学校6年生までの児童を持つ者であること。

(3) 子育ての援助を提供したい者でサポートシステムの会員として登録をする者（以下「提供会員」という。）にあつては、子育て支援に熱意と理解があり、安全に子どもを預かることのできる満20歳以上の健康な者であること。

2 利用会員と提供会員は、これを兼ねることができる。

(会員の登録)

第4条 利用会員又は提供会員として活動しようとする者は、事務局にサポートシステム入会申込書（第1号様式）を提出し、登録の承認を受けなければならない。

2 会員の登録にあつては、あらかじめ、事務局又は区事務局が実施する入会説明を受けなければならない。なお、入会説明を受けた日から1年以上経過した場合には、登録にあつて再度、入会説明を受けなければならない。

3 提供会員として登録を希望する者は、入会説明を受けてから登録するまでに事務局が実施する研修会を受講しなければならない。ただし、事務局が同程度の講習等を終了したと認める者については、その一部を免除されるものとする。

4 会員の登録の承認があつた会員に対しては、会員証（第2号様式）を発行する。

5 会員は、入会申込書の内容に変更が生じたときは、すみやかに、会員登録変更届（第3号様式）を事務局に提出しなければならない。

6 会員は、決められた期限までに、事務局が定めた手続きの方法で会員更新を行わなければならない。

(保険への加入)

第5条 会員は、援助活動中の事故等に対応するため、普通傷害保険及び賠償責任保険に加入するものとし、その事務は事務局において処理する。

(退会)

第6条 会員が退会しようとするときは、退会届(第4号様式)により、その旨を事務局に届け出なければならないものとする。

2 会員は、退会に際して、第4条第3項の規定により発行された会員証を返還しなければならない。

(再入会)

第7条 一度、退会した会員が再び、入会を希望する場合は、第4条第1項に基づき会員の登録を再度、行わなければならない。ただし、退会した日から1年以内であれば、第4条2項に定める入会説明及び同条3項に定める事務局が実施する研修会を免除することができる。

(会員の義務)

第8条 会員は、サポートシステム及び援助活動を政治、宗教、営利目的その他第1条に定める目的以外のために利用してはならない。

2 会員は、援助活動により知り得た個人又は家庭の事情等を他に漏らしてはならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員は、次の各号の一に該当したときは、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき

(2) 死亡したとき

(3) 前条に定める会員の義務に違反したとき

(4) 更新をせずに一定期間が過ぎたとき

(5) その他会員としてふさわしくない行為やサポートシステムの目的に反する行為を行ったとき

(援助活動)

第10条 援助活動の内容は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 家族の病気、通院、就業の事情等の都合により、一時的に子どもを預かること

(2) 保育所、幼稚園等(以下「保育所等」という。)への送迎を行うこと

(3) その他前2項に付随して必要と認められること

2 援助活動の場所は、原則として提供会員の住居において行うものとするが、提供、利用会員双方の合意があればこの限りではない

3 子どもの宿泊を伴う援助活動は、行わないものとする。

(援助活動時間)

第11条 援助活動は、原則として、午前7時から午後7時までの間の必要な時間とする。ただし、これにより難しい場合はこの限りでない。

2 援助活動時間は、原則として1時間を単位とし、1時間を超える場合は、30分を単位とする。

3 援助活動時間は、次の各号に掲げる時間の範囲をいうものとする。

(1) 子どもを提供会員の住居において預かる場合は、提供会員が子どもを預かったときから、利用会員が子どもを迎えに来たときまで

(2) 保育所等への送迎の場合は、提供会員が子どもを預かったときから、保育所等に送り届けたときまで、又は、提供会員が子どもを保育所等から預かったときから利用会員へ引き渡したときまで

(援助の申込み)

第12条 利用会員が援助を受けたいときは、第15条に定める地区リーダーに対して申し込み、必要とする援助の条件に合う提供会員の紹介を受けるものとする。

2 利用会員は、援助の内容等について、前項の規定により紹介を受けた提供会員とあらかじめ協議し、

合意しておくものとする。

- 3 利用会員は、援助活動開始後においては、原則として、依頼内容の変更等を求めてはならないものとする。

(援助活動の記録)

第13条 提供会員は、援助活動が終了したときは、活動の記録を援助活動報告書兼領収証（第5号様式）に記録し、利用会員の確認を受けるものとする。

- 2 提供会員は、前項の活動記録を1か月に1回、地区リーダーを通じて、区事務局に報告しなければならない。

- 3 区事務局は前項の報告を受けたときは、速やかに事務局に報告するものとする。

(報酬等)

第14条 利用会員は援助活動の終了後直ちに、提供会員に対して、定められた基準・方法に従って報酬等を支払わなければならない。

- 2 利用会員は第11条2項の規定により行われる協議後直ちに、提供会員に対して、定められた基準・方法に従って交通費を支払わなければならない。

(地区リーダー)

第15条 援助活動の地域における円滑な推進を確保するため、一定の地域を単位とする会員グループを設けるとともに、当該地域グループ内の会員の統括及び援助活動の調整等を行う地区リーダーを置く。

- 2 地区リーダーは、区事務局が提供会員の中から毎年度選任し、委嘱するものとする。

(事務局の業務)

第16条 事務局は、主として、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 提供会員及び利用会員の登録・管理に関すること
 - (2) 補償保険に関すること
 - (3) 提供会員の研修会に関すること
 - (4) 地区リーダーへの指導・助言に関すること
 - (5) 広報・会報に関すること
 - (6) 援助活動の総合調整に関すること
 - (7) 関係行政機関等との連絡調整に関すること
 - (8) 前各号に掲げる業務のほか、サポートシステムの目的達成に関し必要な業務
- (区事務局の業務)

第17条 区事務局は、主として、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 入会説明会に関すること
- (2) 提供会員の研修会に関すること
- (3) 会員の交流会に関すること
- (4) 地区リーダーの委嘱と交流会に関すること
- (5) 地区リーダーへの指導・助言に関すること
- (6) 関係機関等との連絡調整に関すること
- (7) 会員の登録・管理、広報関係、会報発行、その他事務の補助に関すること
- (8) 前各号に掲げるもののほか、この事業の目的の達成に関し必要と認められること

(運営の特例)

第18条 事務局は、第2条の規定に関わらず、横浜市が必要と認める場合には、横浜市が委託して実施する地域子育て支援拠点事業の運営者（以下「拠点事業運営者」という。）と協働して、本事業を運営するものとする。

2 第1項の運営に当たっては、本会則の規定について、別表1の条項欄に掲げる規定中、同表読み替え前の字句欄に掲げる字句は、第1項に該当する場合にあっては同表第1項欄に掲げる字句に読み替えて適用するものとする。また、第15条並びに第17条第1項第4号及び第5号の規定については、これを適用しない。

附則

この会則は、平成13年4月1日から施行する。

附則（平成13年10月 一部改正）

この会則は、平成13年10月1日から施行する。

附則（平成14年4月 一部改正）

この会則は、平成14年4月1日から施行する。

附則（平成16年4月 一部改正）

この会則は、平成16年4月1日から施行する。

附則（平成16年10月 一部改正）

この会則は、平成16年10月31日から施行する。

附則（平成18年4月 一部改正）

この会則は、平成18年4月1日から施行する。

附則（平成20年3月 一部改正）

この会則は、平成20年4月1日から施行する。

附則（平成21年10月 一部改正）

この会則は、平成21年10月27日から施行する。

附則（平成22年6月 一部改正）

この会則は、平成22年7月1日から施行する。

附則（平成24年4月 一部改正）

この会則は、平成24年4月1日から施行する。

別表 1

条項	読み替え前の字句	第 1 項
第 4 条第 2 項	区事務局	拠点事業運営者
第 1 2 条第 1 項	第 1 5 に定める地区リーダー	拠点事業運営者
第 1 3 条第 2 項	地区リーダーを通じて、区事務局	拠点事業運営者
第 1 3 条第 3 項	区事務局	拠点事業運営者
第 1 7 条第 1 項	区事務局	拠点事業運営者
第 1 7 条第 1 項第 1 号	入会説明会	入会説明